

## 第2回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会（概要）

- 1 日 時 平成17年7月14日（木）午後2時から午後4時30分まで
- 2 場 所 県庁中庁舎 3階 第1会議室
- 3 出席者 伊藤委員（部会長）、萩原委員（副部会長）、天野委員、大野委員、岡田委員、菊池委員、古明地委員、小山委員、魚住委員、佐藤委員、田中委員、辻委員、西分委員、丸山委員、山田委員

### 4 内 容

- 1 開 会
- 2 議 事
  - （1）関係者の責務や役割について
  - （2）リスクコミュニケーションについて
  - （3）条例のあり方について
  - （4）その他
- 3 閉 会

### 5 会 議 要 旨

（伊藤部会長）

- ・ それでは、第2回千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会の進行を始めます。
- ・ 今回、事前に送付された資料の中に第1回の検討作業部会の議事録があり、それを見直してみますと、「千葉県らしい安全条例が必要」「食品安全基本法を踏まえた条例が望ましい」などの意見がありました。
- ・ 前回は、食品安全基本法の構成内容、他自治体の食品に関する安全条例について事務局から説明があり、部会として、関係者の責務や役割、情報の共有・意見交換をするリスクコミュニケーション、条例のあり方を3つの柱にすることだったと思います。
- ・ したがって、本日は、前回の意見を踏まえ、これら3点について、検討を加えていきたいと思います。
- ・ また、これら3点は相互に関係する部分が多々あり、1つ1つ分けて検討することは難しいと思いますので、その事を念頭において検討していきたいと思います。
- ・ では、事務局で用意した資料に沿って、説明をお願いします。まずは「食品等に関する規制等の主な内容」について、事務局から説明願います。

#### 食品等に関する規制等の主な内容について

（事務局）

- ・ 食品等の安全性の確保に関しては、様々な法律で規制がされているため、法律毎の規制の主な内容について説明。

（事前配布資料 No.1～18、当日配布資料 No.23）

(伊藤部会長)

- ・ ただいま、食品の安全確保についての現状を理解して欲しいと、事務局から説明がりましたが、何か質問や御意見等ございましたら、お願いします。
- ・ 食品等に関わる法令は多岐にわたり、多数あり、これらの法令により食品等を取り扱う生産者や事業者に対し、食品の安全性を確保するため、様々な規制がされていることが御理解いただけたかと思います。
- ・ これから作ろうとしている千葉県食品安全条例は、このような規制を更に盛り込むものではないという点については、どうでしょうか。

### 説明に関する質疑応答

(魚住委員)

- ・ 資料 23 のように生産や製造・加工業者への規制が多いという事は、政府が生産者や事業者を規制することによって、国民の安全を守ろうとしているということです。
- ・ 今回の条例では、それとは全く別の逆のロジックで、消費者の視点から、県民や生活者の健康を守っていくためには、何が必要かが検討される必要があるのではないかと。
- ・ そのような観点からいうならば、リスクコミュニケーションをどのように確保していくのが、重要ではなからうかと思えます。

(山田委員)

- ・ 魚住委員と同感で、消費者基本法も食品安全基本法も、消費者の視点に立っているというところが重要で、今回の条例も間接的な規制ではなく、消費者が対等な立場に立った法律ができれば良いと思います。

(魚住委員)

- ・ 政府が生産者や事業者を規制することによって、国民の安全を確保しようという論理だと、県民や生活者の視点は端に置かれてしまうので、今回の条例は、県民の視点を中心としたものにすれば良いのではないかと。
- ・ 規制についても必要であると作業部会で判断するのであれば、考えてみても良いのではないかと。規制している法律とは別の見方をすれば良いのではないかと。

(伊藤部会長)

- ・ 食品安全基本法を受けた県民の立場にたった千葉県らしい食品の安全安心確保ができる条例ということでよろしいでしょうか。
- ・ それでは、次に「関係者の責務や役割」について事務局から説明願います。

### 関係者の責務や役割について

(事務局)

- ・ 他法令にも規定されている関係者の責務や役割を対比し、責務や役割を果たすための方法として、規制する事により果たされる法律と、別の方法がある基本法との比較等

を説明。

(事前配布資料 No.19、当日配布資料 No.24)

(伊藤部会長)

- ・ ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御質問や御意見等ございましたら、お願いします。

#### 説明に関する質疑応答

(丸山委員)

- ・ 食品安全基本法は、食品安全行政の中でリスクアナリシスに基づく予防原則を前提として、組み立てられているという確認がされていると思います。
- ・ 従来規制の中での責務だけではなく、それぞれが予防原則に基づいて機能するということが重要ではないかと思います。
- ・ 食品安全基本法の精神を千葉県としてどのように、具体化していくのか、どのように責務を果たしていくのか、基本的な考え方を明らかにしていく必要がある。
- ・ それぞれの責務をどのように考え、どのように果たしていくのか、また、従来規制をどのように新しい形で活かしていくのか等、今回の条例の目指していく方向性として考えていく必要があるのではないか。

(天野委員)

- ・ この県条例がなぜ必要か。
- ・ いままでの説明であった法律について、これでは不十分だから作る条例なのか、この考え方ではない新しい条例なのか、食品安全基本法を具体化する条例なのか等いろいろあると思いますが、条例がなぜ必要なのか。
- ・ 食品安全基本法の具体化を図るのか、消費者の視点から見直す必要があるのか整理する必要があるのでないか。

(伊藤部会長)

- ・ 平成14年4月2日のBSE問題に関する調査検討委員会報告を受け、平成14年6月11日の関係閣僚会議で、今後の食品安全行政のあり方について、見直しを図ることが決定されました。
- ・ 抜本的に食品安全行政を変えなければいけない。消費者の健康保護を最優先に考えた安全確保、厚生省・農水省の横の連絡、リスクアナリシスの導入が必要で、そのために食品安全委員会が作られ、リスク評価・リスク管理・リスクコミュニケーションを行政の中に取り入れた食品安全基本法が作られました。
- ・ この法律だけではなく、各都道府県においても、同じレベルの県独自の、県の特性を活かした安全条例、県民サイドにたつという発想に基づく事業を進めていく基になる条例を作ろうという動きがでてくるようになりました。
- ・ 千葉県でも、県議会に請願が出され、県として条例を策定することは前回の会議でも説明されたところです。
- ・ それを受けて健康福祉千葉方式により消費者、生産者、製造・加工業者など、県民の

参加により検討を進めることになっています。

(天野委員)

- ・ 抽象的なことではなく、条例を策定する際に何が必要なのか、何が欠けているのかをもう少し整理をしたほうが良いのではないかと。
- ・ 条例を作ることは、決まっているとか規制を入れる必要はないとか等、もう少し整理したほうが、もっと踏み出した具体的なことを議論したほうが良いのではないかと。

(伊藤部会長)

- ・ 今日、具体的なことを議論するまでの過程と理解していただければと思います。
- ・ 具体的なことをすぐ議論するわけではなく、条例のあり方等の検討をして、結果的に他県の条例に似たものができるかも知れませんが、千葉県としては、どのようにしたら良いかの考え方をまとめる必要があります。
- ・ 責務と役割は違うのかとか、責務や役割を果たすためには他にどんな方法があるか等、何かご意見はないでしょうか。

(岡田委員)

- ・ 3つのテーマについて、まとめてきました。
- ・ 食の安全を確保する上では、地域環境が保全されることがもっとも重要な基本要件であることを条例全体の枠組みの中で明記し、食の安全は、生産者、事業者、消費者という区分ではなく、地域を基礎とした環境改善を県民運動として取り組むことを全体のベースとしていただきたい。
- ・ 食の安全は、生産から加工・調理して食べるまでの過程を体験して知り、関係者がこの過程の認識と行動目標を共有することが、相互理解や連携・協力の出発点なので、食育によって食の安全を重視する視点を、暮らしの中にしっかり根付かせることが必要だ。
- ・ 条例のあり方については、規制することも必要だが、地域を単位とした「食の安全」推進活動を通じた、地に足の着いた実効性のある条例としていただきたい。

(伊藤部会長)

- ・ 今までの発言とだぶるかも知れませんが、関係者の責務や役割、リスクコミュニケーション、条例のあり方についての意見交換をすることが、今回の目的です。
- ・ いずれは、項目をハッキリさせて、ご意見を聞かせていただくこととなりますが、項目として、関係者の責務や役割やリスクコミュニケーションは、はっきりできていますし、今の岡田委員の意見や前回の意見でも「食育」の話が出ていました。
- ・ それでは、次に「リスクコミュニケーション」について事務局から説明願います。

## リスクコミュニケーションについて

食品安全行政のあり方について、見直しが図られ、リスクコミュニケーションの重要性が提起された経緯等を説明。 (事前配布資料 No.20～22、当日配布資料 No.25)

(伊藤部会長)

- ・ ただいま、事務局から説明がありましたが、何か御質問や御意見等ございましたら、お願いします。

## 説明に関する質疑応答

(魚住委員)

- ・ 国と地方自治体の役割分担は、どうなっているのか。
- ・ 具体的には、どのような事が想定されているのか。

(事務局)

- ・ 国は、全国一律の施策を立案し、実施していく。地方自治体はそれを受け、その自治体の実情を勘案した施策を立案し、実施していく。
- ・ 更に、食品の検査も国で行う検査と地方自治体で行う検査があります。
- ・ また、不良な食品等がでた場合、国と各地方自治体が連携を図り、不良な食品を排除するという役割分担も行っています。

(魚住委員)

- ・ 国は、食品安全委員会でリスク評価をし、厚労省・農水省がリスク管理をする仕組みがあるが、県ではどのような仕組みがあるのか。

(事務局)

- ・ リスク評価は国で行い、地方自治体では行っていません。
- ・ リスク管理は、例えば添加物の規格基準は厚生労働省で、農薬の使用については農林水産省で行う等 関係省庁が行い、地方自治体では通常の食品の監視や適正指導の中でリスク管理を行っています。
- ・ リスクコミュニケーションは、食の安全安心フォーラム、各種媒体を通じた情報提供、また、各団体にご参加いただく千葉県食品安全協議会を設置して、意見の交換等をさせていただきます。
- ・ また、リスクコミュニケーションの1つとして、県庁内組織である食の安全安心対策会議を設け、食の安全安心確保に関する総合的な施策を検討し、緊急の事態が起きた場合も迅速な対応が取れるような体制にしています。

## 条例のあり方についてのまとめ

(伊藤部会長)

- ・ 食品安全基本法の中では、リスク評価は11条、リスク管理は12条、リスクコミュニケ

ーションは13条に明記されています。

- ・ リスク分析の考え方を行政に取り入れることは、1999年か2000年頃のイタリアのサミットで議論されたものであり、このような考え方自体が新しいものです。
- ・ 平成17年3月に、食の安全に関するリスクコミュニケーションの在り方に関する研究会から、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの今後の進め方について」の主な意見の整理がありました。リスクコミュニケーションについては、確立されておらず、試行錯誤している状態のようです。

(丸山委員)

- ・ 千葉県条例は理念条例かと思われませんが、理念条例であれば、目指すべき理念が県民にわかるように、明確に盛り込むことが重要ではないかと思えます。
- ・ リスクコミュニケーションの目的が、関係者の協働作業であるということであれば、それにふさわしい内容で行われ、県として地域に根付いたリスクコミュニケーションを行うことを、具体的に明確にしていく必要があると思えます。
- ・ 千葉県では、健康福祉千葉方式という草の根的に県民の意見を聞く経験も、全国に先駆けてしているので、そのような事も具体的に盛り込んでどうか。
- ・ フォーラムもタウンミーティングのように、実行委員会方式で行う等の工夫も必要ではないか。
- ・ 基本計画が重要ではないか。条例は大きな抽象的な枠組みになると思えますが、計画の策定にも今回のようにいろいろな人が参加し、進捗状況が公開され、その内容がリスクコミュニケーションにより点検されていくようになれば、県民にとっても身近なものになっていくと思えます。
- ・ 条例の方向性を明確に盛り込む、基本計画を作り、管理する方法も盛り込むことが必要だと思えます。

(西分委員)

- ・ 千葉県は農産県という特色があるので、食べ物だけでなく、安全な物を作っていくためには、環境を守っていかなければならない。
- ・ 環境については、循環型ということをして千葉県として、より強く進める必要があるのではないか。
- ・ 食べ物と環境は切っても切り離せないもので、食の安全ということで環境も理念の中に盛り込んでいくべきだと思えます。
- ・ 生産や流通の段階が明確にされれば、安心できるので、いつでもどこでも県民が情報を得られるような状況をつくる必要がある。
- ・ 県民が安心して食べられるために、関係者の役割分担を決めていく。また、単年度や中・長期計画を進めていくための体制づくりまで、条例に盛り込むことも必要ではないか。
- ・ 条例の名称は、「食品の安全・安心条例」としていけたらと思えます。

(大野委員)

- ・ 条例のあり方では、食を生産する場として、水・土壌・森・里山・里海などは環境と密接に結びついているので、その環境が守られることが条例に盛り込まれるべきだろうと思います。
- ・ それを守っている農林水産業、1次産業の復権が高らかにうたわれるべきではないかと思えます。持続可能な農業として、有機農業の振興も加われれば、食の安全を求める消費者としてはうれしい。

(山田委員)

- ・ 基本法を大前提とした千葉県らしい条例、県民の健康保護が第一優先という条例になってほしいと思えます。
- ・ 食品の製造者には、衛生管理を守り、安全なものを消費者に提供していただきたい。
- ・ また、情報の格差があるので、格差のない情報の提供がされるようになって欲しい。

(辻 委員)

- ・ 環境を大事にしていきたいと思えます。
- ・ 自給率が4割、輸入が6割ということは、重く受け止めなければいけない。
- ・ 千葉県は、空港や海港もあり、入り口としても環境に影響があるので、入り口である千葉県としての条例を考えていきたい。

(小山委員)

- ・ 生産者としては、有機農業でなくても、使用方法や使用量等を守って農薬を使用すれば、安全だということを知ってほしい。
- ・ 私たち生産者も、安全なものを作ろうという気持ちは同じなので、そのためにもリスクコミュニケーションは大事だと思います。
- ・ 現在は、JA、ちばエコ、販売店の基準がバラバラでズレがあるが、1本化できないか。明確な基準があれば、生産者も野菜等が作りやすいと思えます。

(菊池委員)

- ・ 100人のうちの1人の敏感な人に反応してしまう食品もあるが、それは他の人にも危険が有るという事なので、少数の人が反応してしまうケースも大事にして欲しい。

(伊藤部会長)

- ・ いろいろご意見もありましたが、全部取り入れるかは、また次回以降検討させていただきます。
- ・ 次回以降は、項目立てを検討、議論させていただきます。

(萩原副部会長)

- ・ リスクコミュニケーションの導入は大賛成。

- ・ リスク評価、リスク管理をどうするか。国の基準以外に千葉県として踏み込んだ基準を設定する必要があるのではないか。
- ・ 環境についての発言があったが、縦割り行政の風通しを良くする表現を入れたらどうか。

(伊藤部会長)

- ・ 他に何かご意見はないでしょうか。
- ・ なければ事務局から次回以降の日程について説明願います。

(事務局)

- ・ 次回以降の日程については、第3回は8月4日(木)、第4回は8月23日(火)、第5回は9月6日(火)を予定し、第6回は9月下旬の予定で調整中です。
- ・ 開催時間及び場所については、いずれも午後2時から、県庁内会議室を予定しておりますので、日程お繰り合わせ方、よろしくお願いいたします。

(山田委員)

- ・ 今日議論をした時間が、短かったように思いますが、次回も条例のあり方について議論を深めるのかどうか、この場で何を論議するのかキチンと確認したいと思います。

(伊藤部会長)

- ・ 次回の予定について、事務局から何かありますでしょうか。
- ・ 次回には、条例の骨格等が提示されるのでしょうか。

(事務局)

- ・ 今日の議論では、関係者の責務・役割やリスクコミュニケーションが重要であるというご意見だったと思います。
- ・ この重要性の内容を踏まえて、次回は条例の内容を提示して欲しいと受け取りましたので、今日のご意見を踏まえて、具体的な条例の項目と内容を整理し、概要を整理し、事務局案として提示させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(伊藤部会長)

- ・ 骨格案というか、骨子案を準備していただく。
- ・ 基本的には理念条例だという内容の柱立てをしていただき、それを基に検討していくということになると思います。よろしいでしょうか。

(事務局)

- ・ はい、準備させていただきたいと思います。

(岡田委員)

- ・ 組織として参加していますので、組織としての検討期間を取るため、1週間前の資料の

送付をお願いしたい。

(事務局)

- ・ はい。

(西分委員)

- ・ 県民の声を聞くために、タウンミーティングを計画しているという事を、前回聞きましたが、日程が決まっていれば、教えてください。

(事務局)

- ・ 8月27日に成田市で予定しています。
- ・ 実行委員会は、9団体と消費者の4個人に参加していただいています。

(西分委員)

- ・ タウンミーティングについては、ホームページで公表されるのですか。

(事務局)

- ・ タウンミーティングの実施についての公表はします。

(西分委員)

- ・ この検討作業部会の内容の情報公開については、どうなっていますか。

(事務局)

- ・ 傍聴の方もおりますし、結果についてはホームページで公表します。

(伊藤部会長)

- ・ それではこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。